



内閣府（防災担当）

日本海溝・千島海溝沿いにおける 異常な現象の評価基準検討委員会（第1回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日 時：令和3年8月23日（月） 10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第8号館4階 416会議室

出席者：山岡座長、井出委員、大園委員、小原委員、汐見委員、杉岡委員、谷岡委員、津村委員、畑中委員、堀委員、松澤委員、三宅委員、宮澤委員

2. 議事要旨

日本海溝・千島海溝沿いにおける異常な現象の評価について、事務局から検討の方向性及び評価基準を検討する際の論点を説明するとともに、委員間で議論を行った。委員からの主な意見等は次の通り。

- 日本海溝・千島海溝沿いでの地震活動は、南海トラフ沿いにおける固有性のある地震活動とは異なるため、南海トラフ沿いにおける評価の仕組みを基準に検討するのではなく、日本海溝・千島海溝での地震活動を整理した上で評価する現象及び基準等を検討すべき。
- 日本海溝・千島海溝沿いは南海トラフ沿いと異なり、M7クラスの地震が発生しやすく、南海トラフ沿いでの「一部割れケース」の評価基準と同様の基準（Mw7.0以上）にすると、頻繁に注意喚起することになるが大丈夫か。
- 評価基準について、科学的観点から Mw7.0 以上とすることは妥当である。最終的には、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて、防災対応も視野に入れて検討すべき。
- 日本海溝・千島海溝沿いにおいて、「一部割れケース」という表現を使用するのは適切ではない。プレート境界以外での地震や浦河沖の地震なども評価の対象とするのであれば、適切な用語を用いるべき。
- 評価の対象領域及び注意喚起の範囲については、想定震源域を単純に分割するのではなく、一定規模以上の地震発生後、その周辺領域でさらに大きな地震が発生する可能性があることに留意して検討すべき。

○東北地方太平洋沖地震の前には、地震活動に変化があったことが分かっている。評価の対象には含めないとしても、地震活動の変化を観測した場合には、観測成果として発表することが重要だ。

以上